

I 地域で人権教育を進めるみなさんへ

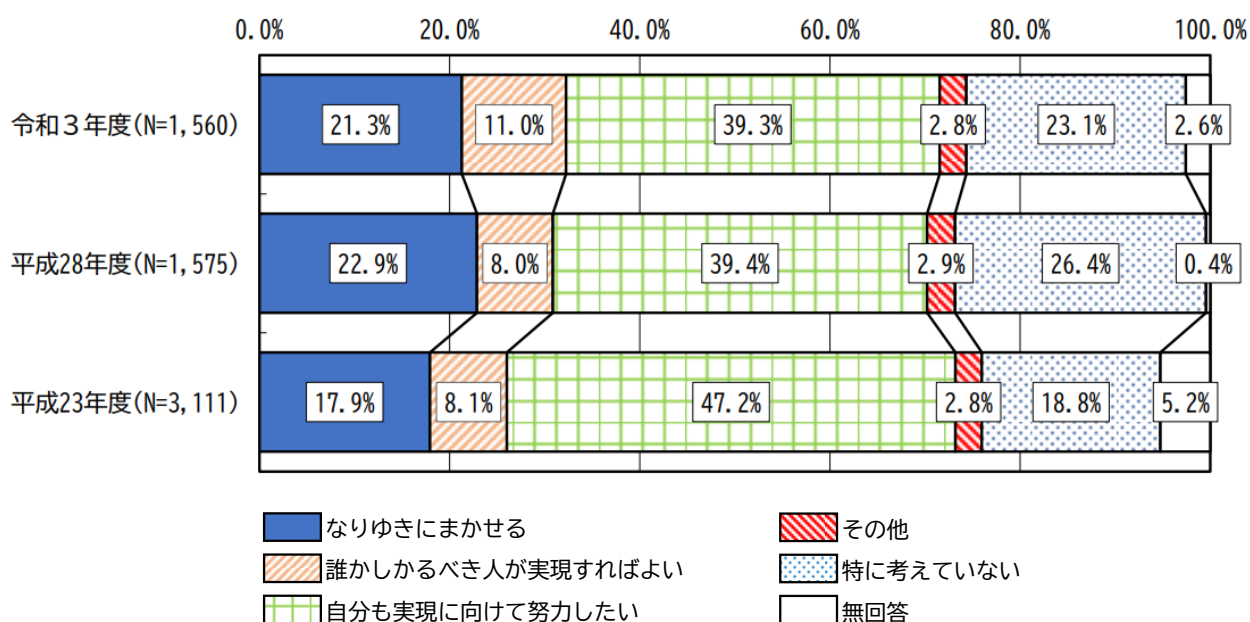
1 なぜ人権教育か

「人権が尊重される社会」の実現に向けて、あなたはどのような考え方をお持ちでしょうか。

Q 「人権が尊重される社会」の実現に向けての考え方に近いものを選んでください。

- 1 なりゆきにまかせる
- 2 誰かしかるべき人が実現すればよい
- 3 自分も実現に向けて努力したい
- 4 その他
- 5 特に考えていない

「人権に関する県民意識調査」(滋賀県)より



滋賀県では「人権に関する県民意識調査」を5年毎に実施しています。この調査結果において、人権が尊重される社会の実現に向けての考え方については、「自分も実現に向けて努力したい」という人は、平成23年度では47.2%と半数近くでしたが、平成28年度には39.4%と約4割に減少し、令和3年度もほぼ同じ割合でした。その一方「なりゆきにまかせる」と「誰かしかるべき人が実現すればよい」という人を合わせた割合は、平成28年度は30.9%、令和3年度も32.3%と3割を超えており、依然として消極的な考え方の人が一定数いるものと考えられます。

こうしたことから、地域においては人権教育や啓発活動の内容や取組方法の工夫、改善が求められています。そして、参加者が生涯の各時期において、各人の自発的学習意志に基づき、自分自身の問題として実感できるよう、魅力ある学習の場とすることか大切です。

誰もが幸せに生きていくためには、自分だけではなく、みんなの人権が尊重されなければなりません。人権は、私たち一人ひとりの日常生活の中に深く関わっています。

しかし、私たちはそれに気づかずに見過ごしていることがないでしょうか。人権を大切にするためには、まず生活の中で起こっている人権課題に気づくことが必要です。

2 地域での人権教育を進める推進員の役割

滋賀県では、19市町全てに人権教育推進協議会等が組織され、自主的な学習団体として地域ごとの学習会（以下「地区別懇談会」といいます）を実施し、人権教育を進めています。その中心として活動しているのが人権教育推進員等（以下「推進員」）です。推進員は、その居住地を中心に同和問題をはじめとしたあらゆる人権問題の解決のため、様々な取組を進め、差別を許さない明るく住みよい地域社会をつくるための重要な役割を担っています。具体的には、地域での学習の場である地区別懇談会や研修会を企画・運営するなど、人権が尊重される住みよいまちづくりにつなげることが推進員の大きな役割です。

また、地域に根ざした学習の場をより充実させ、計画的かつ継続した取組とするためには、推進員は複数年（2年以上）を任期として活動することが望まれます。

（1）期待される推進員の姿とは

- ① 地区別懇談会などの企画・運営を通し、地域住民と共に人権教育の推進を行う。
- ② 常に実態や事実に学び、知識だけに終わらず、差別をなくすための行動につなげる。
- ③ 自ら研修に努め、普段から人権に関する情報を集め、人権意識を高めていく。

（2）推進員の具体的活動

- | | |
|--------|--|
| ① 地域活動 | 地区別懇談会の企画・運営、学区別懇談会等の共同企画
市町・学区など人権教育推進協議会等への参画 |
| ② 啓発活動 | 住民・団体への啓発、集会・つどいへの参加呼びかけ
資料提供、広報紙作成 |
| ③ 研修 | 自己研修、学習会・研修会などへの積極的参加 |
| ④ 推進活動 | 自治会、団体との連絡調整、相談活動 |

3 地域での学習会について ～人権教育の推進から「まちづくり」へ～

（1）基本方針

- ① 「聞く」懇談会から「話し、考え、参加する」懇談会に
人権問題は、私たち一人ひとりの問題です。そのためには、話を聞くことも大事ですが、自分の言葉で人権問題を語り、考えることが重要です。そうすることによって参加したという充実感も出てきます。全員が参加できるよう工夫をしましょう。また、自由な雰囲気での懇談会を進めましょう。
- ② 草の根の懇談会、地域の実態に合った懇談会を
集まる範囲が狭くなるほど人の集まりもよくなり、懇談会も活発化し、内容も深まります。地域の課題も取り入れながら懇談会を進めましょう。

（2）具体的な手だて

- ① 市町主催の推進員等を対象にした研修会への積極的参加
ア 人権問題の学習を行い、正しい知識や現状を学びます。
イ 懇談会の具体的な進め方について学習します。

② 地区別懇談会の計画（開催日時、会場、テーマ、進め方等の決定）

- ア 開催日時や会場などを決めます。
- イ 自治会長（区長）、地区人推協会長、公民館職員等との協議をし、ねらい、目的の設定、内容、方法について話し合います。（事前のアンケート等も有効です。）
- ウ 開催通知の作成、配布をします。
- エ 当日の進行役等、役割の決定をします。

③ 住民に対する参加の呼びかけ

- ア 自治会長（区長）の協力を得て、呼びかけをします。
- イ 自治体職員、教職員、各種団体責任者等への呼びかけをし、協力を求めます。

④ 事前打合せ

- ア 推進員、自治会長（区長）、助言者等で打合せをします。
- イ 事前アンケートを行った場合、結果の集約と問題点の整理を行い、テーマ設定をします。
- ウ 当日の懇談会の進め方、方法を決定します。
- エ 当時の役割分担をします。

（３）ファシリテーター（進行役）の役割

ファシリテーターは、参加型体験学習会の進行役のことです。地区別懇談会では、地域の実情にあった学習内容・方法を工夫して、学習会を進めます。そのために次の点に気をつけましょう。

- ① 参加者一人ひとりを尊重し、安心して参加できるように促しましょう。
- ② 一人ひとりの発言に耳を傾け、プログラムの進行に生かしましょう。
- ③ 全ての人が参加できるように配慮しましょう。発言を強要したり、批判をしてはいけません。
- ④ プログラムの進め方やファシリテーターの範囲を超えた問題が起きた場合は、助言者などに相談しましょう。進行役は回答役ではありません。

（４）助言者の役割

助言者は、その場に出てくる疑問や問題について専門的な立場から相談に乗ったり、問題の深め方について方法を示したりするなど、学習を深める役割を担っています。

人権問題の学習については、早急に決まりきった答えを出したり、自分の考えを示したりするよりも、むしろ進行助言や問題のポイントを示すような、学習全体の深まりについて助言することが望ましいでしょう。そのために次の点について気をつけましょう。

- ① 課題やテーマが参加者に正しく受けとめられているか注意します。
- ② 発言が一部の人に偏ったり、主題から離れ間違った理解の方向に進んだりしたときは軌道修正をします。
また誤りを含む発言については、整理・解決が図られるよう必要に応じて適切な助言を行います。
- ③ 説明的になったり、否定したりする態度はとらないようにしましょう。
- ④ 行政用語、専門用語はできるだけ避け、平易な言葉で話すようにしましょう。
- ⑤ できるだけまとめて最後に、実践に結びつくように助言しましょう。